

# チーム・選手登録規定

平成19年2月4日

## 1 チーム登録

- (1) チーム登録期限 1次登録 3月31日 2次登録 4月30日 学生・生徒 5月20日
- (2) 上記登録期限以前に開催される大会へ出場するチームは、当該大会参加申込までに登録を完了すること。
- (3) 登録チーム名はその年度内は変更してはならない。また、大会出場に際し略称を使用してはならない。
- (4) チームを編成する選手の要件は、次の通りとする。(年齢は当該年度4月1日現在)

### 【競技種別】

- ク ラ ブ 県内に居住または勤務する18歳以上の者によって編成されたチーム
- 実 業 団 県内の同一企業に勤務する者のみによって編成されたチーム
- 教 員 県内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする  
(学校教育法第1条に規程する学校教員とする。ただし、実習助手は認める)

### 【生涯種別】

- 壮 年 県内に居住または勤務する40歳以上の男子によって編成されたチーム
- 実 年 県内に居住または勤務する50歳以上の男子によって編成されたチーム
- シ ニ ア 県内に居住または勤務する59歳以上の男子によって編成されたチーム
- ハイシニア 県内に居住または勤務する65歳以上の男子によって編成されたチーム
- 一般男子 県内に居住または勤務(通学)する15歳以上の男子によって編成されたチーム  
なお、高等学校チームに選手登録をしている者は除く
- エルデスト 県内に居住または勤務する50歳以上の女子によって編成されたチーム
- エルダー 県内に居住または勤務する35歳以上の女子によって編成されたチーム
- レディース 県内に居住または勤務(通学)する15歳以上の女子によって編成されたチーム  
なお、高等学校チームに選手登録をしている者は除く
- 中 学 生 県内に居住または在学する中学生によって編成されたチーム
- 小 学 生 県内に居住または在学する小学生によって編成されたチーム

### 【学生種別】

- 大 学 県内の同一大学に在学する学生によって編成されたチーム
- 高 校 県内の同一高等学校に在学する学生によって編成されたチーム

## 2 選手登録

### (1) 日ソ協で適用される登録規程

- 競技種別・学生種別の選手の登録については1人1チームとし、二重登録を認めない。
- 競技種別・学生種別の監督・コーチの登録については1人1チームとし、二重登録は認めない。
- 競技種別・学生種別の監督・コーチ・選手は自分のチームを除き種別の違う1チームに限り、立場をかえて登録することができる。
- 生涯種別の選手の登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。
- ただし、同一種別内での二重登録は認めない。
- 生涯種別の監督・コーチの登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。
- ただし、同一種別内での二重登録は認めない。

日ソ協で認められている重複登録

- 1) 一般男子・壮年・実年・シニア・ハイシニアチーム相互間の重複登録
- 2) レディース・エルダー・エルデストチーム相互間の重複登録

### (2) 静岡県内のみで適用される登録規定

- 男子実業団・男子クラブ・教員と、壮年・実年・シニア・ハイシニアチーム相互間の重複登録
- この選手登録規程は静岡県で適用されるものであり、全国大会へ出場する場合は、日ソ協の規程に従うものとする。

### (3) その他

選手の追加登録・抹消手続きは5月31日までに所属支部長を経て、事務局へ文書で届け出ること。

(登録用紙の差し替えとする)

小学生チームの登録に関しては、平成18年度より「一般用」の用紙に「個人名」記載することになった。

レディース登録に関しては、平成19年度より「日本協会加盟の日本女子リーグ(1部~3部)で選手経験がある者が登録する場合は、投手として競技に参加することはできない。ただし、35歳以上の場合はこの限りではない」の部分が抹消となった。

## 平成19年度選手登録年齢制限

ク　ラ　ブ	平成元年4月1日以前の出生者
壮　　年	昭和42年4月1日以前の出生者
実　　年	昭和32年4月1日以前の出生者
シ　ニ　ア	昭和23年4月1日以前の出生者
ハイシニア	昭和17年4月1日以前の出生者
一　般　男　子	平成4年4月1日以前の出生者
エルDEST	昭和32年4月1日以前の出生者
エ　ル　ダ　ー	昭和47年4月1日以前の出生者
レ　デ　ィ　ー　ス	平成4年4月1日以前の出生者